

平成30年田原本町議会第2回臨時会

平成30年4月27日

田 原 本 町 議 会

平成30年 第2回 臨時会

田原本町議会会議録

平成30年4月27日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 梶木 裕文 君	2番 山田 英二 君
3番 寺田 元昭 君	4番 村上 清司 君
5番 牟田 和正 君	6番 森井 基容 君
7番 安田 喜代一 君	8番 古立 憲昭 君
9番 西川 六男 君	10番 竹邑 利文 君
11番 吉田 容工 君	12番 植田 昌孝 君
13番 松本 美也子 君	14番 小走 善秀 君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本 定嗣 君 局長補佐 森 惠啓 仁 君

1, 地方自治法第121条第1項の規定により出席した者

町 長 森 章浩 君	副町長 住井 康典 君
町長公室長 植田 知孝 君	総務部長 小林 昌伸 君
総務部管理監 田中 信幸 君	住民福祉部長 竹島 基量 君
産業建設部長 三浦 明 君	産業建設部参事 岡部 泰也 君

総務課長 森里義則君 教育長 植島幹雄君
教育部長 持田尚顕君 選挙管理委員会
事務局長 小林昌伸君

平成30年田原本町議会第2回臨時会議事日程

4月27日（金曜日）

○開 会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○報 第 6 号 町長の専決事項の指定についての報告

○議案の一括上程（報第7号より議第24号までの7議案について）

- ・提案理由の説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

○議長閉会挨拶

○町長閉会挨拶

○閉 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（植田昌孝君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより平成30年田原本町議会第2回臨時会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（植田昌孝君） 町長より臨時会招集についての挨拶を受けることにいたします。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成30年田原本町議会第2回臨時会の開会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、日ごろから町政発展のために多大なご支援、ご協力を賜っておりますことを深謝申し上げます。また、公私何かとご多用の中、急遽の招集にもかわりませずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたびの臨時会は、2月の臨時会でご議決いただきました田原本中学校及び北中学校の給食施設の整備事業で、入札参加申請を受け付けておりましたが、最終的に入札執行が行えなかったことにより、設計内容を変更して、再度補正予算計上するものでございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

会期の決定

○議長（植田昌孝君） 会期の件についてお諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（植田昌孝君） 続きまして、会議録署名議員について、会議規則第126条

の規定により、4番、村上議員、5番、牟田議員、6番、森井議員、以上3名を指名いたします。

報第6号 町長の専決事項の指定についての報告

○議長（植田昌孝君） 町長の専決事項の指定についての報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分されましたのは、報第6号の1件であります。なお、既に招集通知とともに専決処分書を配付しておりますので、ご清覧おきお願い申し上げます。（「議長」と吉田議員呼ぶ）

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 今の専決事項について若干質問させていただきます。

今回、カーブミラーが突風等の原因により折れて、家のフェンス等を壊して敷地に転倒したということで、非常に大変な事態だと思っています。そこで、カーブミラーはたくさん立ってますので、この事案を受けてどのような対応をされるのか、そのことについてお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（三浦 明君） 失礼いたします。

現在、カーブミラーの件数は約1,500本ぐらいでございます。平素は道路パトロールによる目視検査を行っておりましたが、今回こういうふうな事態になったわけございまして、今週の初めからその1,500本につきまして触診検査、それから音響検査、これは金づちでたたく検査でございますけれども、加えてこれを行って、台風のシーズンまでには終了する予定でございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 目視検査であったものを、音響検査、触診検査を行うと。

そこで聞きたいんですけれども、金具等がありまして、支柱等にさびが発生するか、塗装の傷やはがれた分があるとか、へこみや変形があるというようなことが予想されます。それについてどうされるのか。検査して対応はどうするのか教えてください。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（三浦 明君） その対応につきましては、A、B、C、Dというラ

ンクづけを行いまして、鏡面に関しましては変形、破損、曇り、それから支柱に関しましてはさびの発生とか塗装の剥離、はがれですね、支柱のへこみ、それから金具類につきましてはさびの発生、曲がり、変形、その項目につきましてA、B、C、Dのランクをつけまして、取りかえが必要であればすぐに取りかえていくということで対応させていただいているところです。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） A、B、C、Dのランクづけをして、Dになると取りかえなのかA、B、C、Dごとに教えてください。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（三浦 明君） Aは良、Dが取りかえが必要という基準を独自に定めておりまして、Dであればすぐに取りかえるという対応をさせていただいております。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） A、B、C、Dのランクづけというのは今までなかったんですか、あったんですか。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（三浦 明君） 今までも、あったように聞いております。ですが、今までは目視検査でございましたので、はっきりとはAが何本Bが何本とかというのは出てなかったように聞いております。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） それで、今回倒れたカーブミラーはA、B、Cの何だったんですか。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（三浦 明君） その辺はちょっと認識はしておりません。ただ、突風で倒れるということは、やっぱりさび等があったかなというふうには感じております。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 先ほどは、A、B、Cのランクづけは今まであったという答弁だったんですけれども、記録はないということですね。ですから、その点では

A、B、C、Dと分類してどう対応するか決まっているなら、そのとおりにやっばりすべきだと指摘させていただきます。

○議長（植田昌孝君） ほかにありませんか。

議案の一括上程（報第7号より議第24号までの7議案について）

○議長（植田昌孝君） 続きまして、報第7号、田原本町行政組織条例の一部を改正する条例の専決処分の報告より議第24号、平成30年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の7議案については、会議規則第37条の規定により、この際、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成30年田原本町議会第2回臨時会に提出させていただきました議案について、その概要の説明を申し上げます。

まず、報第7号、田原本町行政組織条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、機構改革による組織の再編等に伴い、町長の権限に属する分掌事務の改正をするものであり、施行日の関係から、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年4月1日付で専決処分したものでございます。

次に、報第8号、田原本町税条例の一部を改正する条例及び報第9号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、平成30年度税制改正を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成30年4月1日より施行される改正部分について、所要の改正を行うものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日付で専決処分したものでございます。改正内容といたしましては、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額を規定する等の所要の改正を行うものであります。

次に、報第10号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、地方税法施行令の改正に合わせ、国民健康保険税の軽減

対象世帯の拡大を図るため、均等割、平等割の軽減措置に係る軽減判定所得の算定式の一部等を改正するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日付で専決処分したものでございます。

次に、報第11号、田原本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、放課後児童支援員の資格の拡大を図る基準の改正を行うものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日付で専決処分したものでございます。

次に、報第12号、田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、厚生労働省令の改正に伴い、看護小規模多機能型居宅介護の指定基準の緩和等の所要の改正を行うものであり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日付で専決処分したものでございます。

議第24号、平成30年度田原本町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額は6,450万円の増額で、予算総額は118億4,450万円となります。

補正の内容といたしましては、教育費で、田原本中学校及び北中学校の給食施設等建設工事の入札が中止となったことから、設計内容を見直し、中学校改修等工事を増額するものでございます。財源につきましては、地方債及び繰入金でございます。

次に、地方債補正は、中学校給食施設等建設事業を4,830万円追加し、13億2,830万円にするものでございます。

以上、提出いたしました議案についてご説明を申し上げました。何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（植田昌孝君） ただいまの提案理由に対し質疑を許します。

質疑の回数について申し上げます。先日の議会運営委員会で、本日の議案の審議については委員会付託し審査を行わないことから、質疑の回数について協議をされ、その意向を受けまして、会議規則第55条のただし書きの規定により、本件につき

ましては3回を超えて許可することといたします。

質疑ありませんか。11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） それでは、提案された案件の一つずつに質問させていただきます。

報第7号、田原本町行政組織条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてですが、今回、機構改革として町長公室の分掌を総務部のほうにかえるという提案がされています。それを専決したということですがけれども、機構の改革というのは本来予算委員会等、事前に平成30年度をどういうふうに運営するかという検討をする中で出てくるものだとは思います。そう思いますと、3月の予算委員会等で提案いただいて、それに係る予算がこうなってますという説明があれば普通だと思わんですけれども、機構改革が専決されるというのは大変異常な感じを受けます。その点では、事務分掌の管理というのが突然湧いてきたのか、それとも、昨年度中に30年度どうするかという検討中で出てきたものか、その辺の経緯を教えてください。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） まず、人事異動の内示でございますが、3月終わりに出したところでございます。そこまでの間、人事、それから機構、事務分掌を並行して検討してまいりました。予算につきましては旧の所管に計上しているものもございましたが、予算を移管し、事務上は問題なく予算執行ができますので、3月の終わりまで全体のバランスの中で組織、人、所管事務の調整を行ったものでございます。自治体の業務は年度単位での事務執行になりますので、年度途中での事務の移管は混乱を招くということで専決をさせていただき、4月1日から施行させていただいたものでございます。組織や事務分掌につきましては常日ごろから検討しているところでございまして、この件、いつから検討したかということとはなかなか申し上げられませんが、実際に組織や事務分掌をさわるとなると影響等も考えられますので、最終、人事配置の人数等も踏まえて判断をさせていただいたということでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 今の答弁によりますと、人事の異動が3月末になると。そ

れに合わせて組織の変更もするんだということだろうと思います。そうすると、森町長の時代には機構改革は全て専決でされるということが想像されますよね。事前に組織をこう変えますよと発表すると混乱が生じるので年度末にするということですので、これからもずっとこういう形で機構の変更をされるということによろしいんですか。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 今申し上げましたのは、今回そういう形でさせていただいたということをごさいます、今後ずっと専決ですというふうなことではございません。行き当たりばったりで決めさせていただいたというようなことではないというご説明をさせていただいたところでございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） そしたら、今回は行き当たりばったりではなくて、十分考えた上での機構改革だと。それでしたら、なぜこういう形になるかという説明が違いますよね。先ほどの説明は一般的な話になりますね。機構改革というのは人事の異動を伴うので、だから3月末になりますよと。年度途中で変えられないので、年度初めからすると。そういう場合に専決になると。それ以外の場合はちゃんと事前に議会に諮るといふところの違いは何ですか。そこちょっと教えてください。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 機構改革、それから人事異動、当然そのときそのときのテーマによって、テーマといいますかポイントがあってさせていただくものと考えております。最初に機構をこうするということが決まって人事異動を動かす場合もありましょし、それから並行して検討作業していくということもあろうかと思っております。それはやり方としてはいろいろなパターンがあろうかと思っておりますので、一概には申し上げられないと考えております。予算につきましては、機構改革がございまして住民サービス等事務に支障のないように執行させていただくということが前提で考えておりますので、そのあたりをご理解をお願いしたいと思います。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） よくわからない。例えば今回の分掌を変えるというのは微細な変更ですよ。全体としたらね。例えば町長公室をつくるとかそういう大きな

変更もあると思いますよね。その点では、微細な変更だから専決したのかなという推測はするわけですが、でも先ほどの公室長の説明ではそうじゃなかったですよ。人事異動の関係で年度初めにするためにはこういうやり方をするんだということですので、ケース・バイ・ケースとおっしゃいましたけど、全然そういう特殊な、なぜこれを専決でしなければならなかったかと、なぜ3月議会にかけられなかったかということの説明に全くなっていない。今の説明でしたらどの機構改革もそうだと受けとめますよ。この件だけ特殊なのか、それとも一般的に今町長公室長の答弁された内容でやるのかということをはっきりしてください。これが特殊なのか。それとも本来はちゃんと議会に諮って、議会の承認を得、それで機構改革するという筋を通されるのか。そこはどうなんですか。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 昨年度末に町長公室ができる、新しい部ができるというような機構改革もございましたが、そのときは当然3月議会にかけてご議決をいただいております。今回につきましては、先ほどからも申し上げてますように人事異動等もあわせて、並行して組織の見直しも検討したということで、事務分掌につきましても並行してやってきたというスケジュールの中で、3月末に最終的に判断したということになっておりますので、このタイミングになりました。4月1日から新たな年度は新たな所管で事務を執行するという関係上、専決をさせていただいたということをございまして、よろしく申し上げます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） ということは、やっぱりこの分掌の移管というのはもともと考えてたことではなくて、人事異動するに当たって出てきた問題だという捉え方をさせていただきます。そういう説明ですよ。町長公室をつくるときはちゃんと議会にかけてやったんだと。堂々とやってますよと。だけど、この問題については人事異動に伴って発生したので間に合わなかったということでした。それでいいんじゃないですか。正直に答えたほうがわかりやすいと思いますけどね。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 決して人事異動があつて組織があるということではございません。並行して作業させていただいたということをございまして、今回は

このタイミングになって専決となってしまったということでございます。よろしく
お願いします。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 条例を改正するというのは議会の権限なんですよ。その議
会の権限を横においておいてやったということですよ、これはね。いわば軽微な話
でしょう。担当変えただけの話ですからね。そういう問題をそんな形でやられたの
ではおかしいと思いますし、それはやっぱり3月議会で予想してなかったことが人
事異動にかかわってあらわれたと、だから改正したとしたほうが普通に筋が通るん
ですよ。それを議会は無視しといて、やっぱりこっそり変えようと。後で言ったら
いいわと、承認していただけるわという対応をされたんですよ。もし公室長のおっ
しゃるようなことでしたら。そうではないと。議会のことは尊重してますよと。た
だ、この案件は人事異動に伴ってこれが一番いいと、ベストだと思ったからこうし
ましたという説明の方がずっと筋が通りますよ。そうしないと大きなこと、たまに
は議会に前もって言いますけど、言わずに勝手にやりますよというようなことを
これからもするよ、そんな答弁になったのでは、やっぱりつじつまが、議会の軽
視といいますか、反発を引き起こすような形の答弁になってしまいますよ。自分た
ちのやったことを正当化するというだけじゃなくて、やはり議会も尊重していただ
くという立場の答弁されたほうがいいと思いますよ。答弁はされるかどうかわかり
ませんが、そういう形で条例の改正をしてもらったら困るということを指摘
させていただきます。

○議長（植田昌孝君） ほか。11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） それでは、次の報第8号の田原本町税条例の一部を改正す
る条例の専決処分について聞かせていただきます。

なかなかこの条例は難しくて、いろいろ調べたんですがわからない部分がたくさ
んあるので聞かせていただきたいと。簡単なことを聞きますけれども、この議案の
下から8行目に「延滞金額」を「延滞金」に改めるという項目があります。次のペ
ージの上から7行目は「延滞金」を「延滞金額」に改めると。これはどういう意味
なのかわからないので、説明してください。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） 法の一部が改正されまして、表現の違いということであると考えております。内容につきましては延滞金、延滞金額、基本的には同じであるという認識でございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） そんなのでは全然説明になりませんよ。「延滞金額」を変えるんでしょう、「延滞金」に。「延滞金」を「延滞金額」に変えるんですよ。変えますよと提案されてるわけです。それについて、なぜこうなるのかという説明をしてもらわないと、「延滞金額」と「延滞金」は一緒ですなんて答弁されたのでは話になりませんので。

ついでにちょっと次聞かせていただきます。1ページ目の下から2行目に、租税特別措置法の第66条の第4項及び第10項または第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受けると書いてあります。これがどこを探しても出てこないんです。租税特別措置法は第66条の7の3項までしかなくて4項はないんですよ。それと、租税特別措置法の68条の91の第4項がないんです。91がなかったんです。91の3まであったと思いますけれども、その点では、これは何を言ってるか全然調べることができませんでした。その点では、租税特別措置法第66条7の第4項と第10項、さらに第68条の91の第4項と10項に何が書いてあるかというのを説明してくれますか。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） この租税特別措置法の66条の7の4項及び10項、または68条の91第4項等々の話でございますが、これにつきましては法人の町民税の申告についてでございます。この中で、内容といたしましては内国法人、国内の法人でございますが、その外国関係会社等に係る所得の課税の特例についてでございます。これにつきまして国税における諸税等の取り扱いを踏まえた所要の措置を講ずるといったことでございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 所要の措置ってわからないんです。4項に何が書いてあるのか、10項に何が書いてあるのか教えてください。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） 66条の7第4項につきましては、内国法人が適用を受ける場合、次に掲げる金額の合計額のうち、当該内国法人に係る外国関係会社の課税対象金額に対応するものとして、政令で定める計算した金額に相当する金額、当該外国関係会社の部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額または当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めることにより計算した金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得に対する法人税額から控除するといったことをございまして、先ほど申しましたややこしい内容でございますが、外国関連会社の株式とか議決権等を10%以上所有する国内の法人ですが、この法人が当該年度の控除対象となる所得税等相当額のうち、法人税、地方法人税、また法人税割額の合計額を超えるときは、その超える部分につきまして法人税割額から控除すると、非常にややこしい条文でございます、国内の法人が外国の関連法人との関係で控除するものが出てくるといったことでございます。（「それが4項なんですか。10項は」と吉田議員呼ぶ）

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） 内容的には今申しましたが、10項につきましては連結親法人が各課税事業年度におきまして適用を受ける場合、連結親法人による連結完全支配会社において連結子会社が当該課税事業年度終了の日を含む連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の個別控除対象所得税相当額及び当該連結法人の当該連結事業年度の個別控除所得税等相当額の合計額が、政令で定める連結事業年度の連結所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該年度の地方法人税から控除するといったことでございます。（「68もそれですか」と吉田議員呼ぶ）

○議長（植田昌孝君） 暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（植田昌孝君） 再開します。11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） それでは、報第11号、田原本町放課後児童健全育成事業

の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について質問させていただきます。

まず、この指導員の基準はどのようなふうに変ったかという説明をお願いします。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） このたびの改正につきましては、議案資料を配らせていただいておりますが、議案資料の37ページの新旧対照表と、議案概要7ページでございます。議案概要の2のほうに改正内容を書かせていただいておりますが、まず新旧対照表左側が改正前でございます。第4号に、学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者という規定がございましたが、この規定では教員免許更新制による更新研修の受講についての規定が入っておりません。この更新研修を受講しなければ学校の教壇には立てないわけです。ただ、放課後児童の支援員としては教職員の免許を持つただけでよいというので、それを明確にするために右にございます改正後のように教職員免許法第4条に規定する免許状を有する者という規定としたものでございます。それと、その下に5号から9号までは略させていただきますが、第10号として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって町長が適当と認めたものという規定を新たに設けております。これにつきましては、これまでは放課後児童支援員の基礎資格は高等学校卒業者とされておりましたので、それを拡大するものでございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 田原本町の現状と照らして、この4月からの学童の指導員の募集というのは去年の秋から始まって、4月1日から採用するようになるんだと思うんですけども、この追加の項目がなかったら指導員が集まらない、不足するということなんですか。ここちょっと聞きたいんですけども。国のほうは基準が緩和されてこういうのもいいですよという制度になったわけですね。それを専決で4月から実施するということは、田原本町の指導員を集めるに当たって、この規定がなかったら指導員の不足が発生するのかなという思いをするんですけども、どうですか。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） このたび資格要件の拡大をさせていただくわけですが、これにつきましては平成29年度の地方からの提案等に関する対応方針、これは平成29年12月の閣議決定でございますが、これにおいて、放課後児童支援員の基礎資格について、一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めたものに対象を拡大することとし、29年度中に省令を改正することとされたことを受けたものでございます。

地方分権改革については、国においてこれまでの成果を基盤として地方の発意に根差した新たな取り組みを推進することとして、平成26年度から地方分権改革に関する提案募集方式を導入されたものですが、平成29年度の取り組みとしては、提案が出されて以降、これまで地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会等で議論を重ねてこられ、法律の改正により措置すべき事項については所要の一括法案等、平成30年度通常国会に提出することを基本として、現行規定で対応可能な提案についてはその明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議の議論等を踏まえて、地方公共団体に通知があったものでございます。改正省令の施行日が平成30年4月1日であり、厚生労働省から、改正省令により新たに対象となるものが支障なく平成30年度より放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう市町村において条例改正が必要な場合があると考えられるが、施行の日から速やかに改正を行うということで改正をさせていただいておりますが、本町の今の支援員については特段支障はございませんが、先ほど申しましたように研修を30年度より支障なく受講できるという趣旨でございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 研修を受ける期間は何年間ですか。要件として事前にお伺いしたのは、学童の補助員で5年以上の放課後児童健全育成事業に従事した者であった場合に、今の改正は、中卒であってもできますよということです。5年以上に当たる人が田原本町の補助員におられるんですか。それとも途中の方は全然この規定がなくても補助員としてはいつでも入れるわけでしょう。規定がなくても今までも入っておられますし、補助員が支援員になるに当たっては5年の経過を、実務がなければならないということですので、対象者がなくてもいい規定ですよ。それちょっと実態のところ教えてください。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） 現在、指定管理をいただいておりますところには該当者はおりません。この規定を入れておくことによって、もし該当される方があった場合は支援員の受講資格を受けられるということでございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 支援員の確保というのは大変厳しいという実態もあるのかと思うんです。その点ではこういう制度で広げる。しかも実務経験5年積んでちゃんとした支援ができるという人を育てるということだと思っておりますね。そこで、人を集めるに当たっては勤務条件というのが一番大きな影響だと思うんですよ。田原本町の指定管理者が行ってる募集は契約社員、基本給14万5,000円と、パート、アルバイト、保育士、社会福祉士、教員免許所持者880円、無資格者850円という募集をやっておられますよね。実態として田原本町の学童の支援員は契約社員が何人おられて、正規の支援員が何人おられて、無資格の補助員が何人おられるのかというのはわかりますか。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） 重複しているものもございまして、条例の10条第3項の各号でその該当する資格を挙げておりますが、保育士が10人、高校卒業以上でかつ2年以上児童福祉事業の経験者が7人、教員免許を有する者が23人。
以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 私聞かせていただいたのは待遇ですよ。雇用の待遇。契約職員とパートと無資格者。パートには2つあって、資格者と無資格者という形になってる。なぜこれを聞くかといったら、以前私が聞かせていただいたのは、2年前でしたか、契約に当たってパートの賃金を上げるんだと聞かせていただいたんですね。幾らぐらいするんですか、930円ぐらいするんですというのを聞かせていただいて、実際には880円で据え置かれていたんですね。その点では、私は田原本町が契約している指定管理契約の指定管理料の中には、田原本町は単価930円の計算で支援員を雇える契約をしてるんだと思うんですけれども、実際には880円や850円で雇用しておられるという実態があるんじゃないかなと思ってるんで

す。それなら雇用条件を改善して田原本町の積算の根拠になってる930円だったら930円で応募しなさいよという指導をするべきじゃないかなと思ってるんです。実際には経験年数によって賃金が違ってると思うんですよ。910円もらってるという方もおられますから。その点では中学卒業の方が働ける条件をふやして雇用をふやすということは、今は必要ないというようなこと、私は答弁受け取ったんですけども、その点ではこの専決処分はする必要なかったと私は思ってるんですね。本当なら6月議会で十分間に合っただろうと。実態からすると。それとともに、有能な指導員を確保する策としてこういう高卒、中卒という学歴だけで区別するのはおかしいことかもわかりませんが、やはり雇用環境をよくするという点では田原本町が指導力を発揮するということが求められてるんじゃないかと思うんですが、それはいかがですか。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） まず給与の関係でございます。第1回定例会で議員からご指摘のありましたキャリアアップの処遇改善でございますが、これにつきましては指定管理者と協議し、処遇改善計画書を提出させております。その内容につきましては、経験年数5年未満の支援員が月額9,000円支給、経験年数5年以上10年未満の支援員が月額1万8,000円支給、経験年数10年以上の支援員が月額2万6,000円支給、対象支援員31人に対して総額700万円を支給予定でございます。これらについては年度末の実績報告等に賃金改善がなされたことがわかる書類等を提出させて、賃金改善分が支援員に支払われたことが確認できない場合には指定管理料を返還させること等を協議しております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） ほかにありませんか。総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） 租税特別措置法の69条の91第4項の条文でございますが、連結法人が外国関係会社の個別課税対象金額に対応するものとして、政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額または当該外国関係会社の個別部分課税対象金額に対応するものとして定めるところにより計算した金額に相当する金額、また当該外国関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額に対応するものとして定めるところにより計算した金額に相当する金額につきましては、連結法人

の当該年度の連結所得に対する法人税額から控除するといったことをございます。また、10項につきましては同じく連結親法人が各課税事業年度において、今申しました4項の規定の適用を受ける場合、連結親法人による連結完全支配関係にある連結子会社、子法人が当該課税事業年度終了の日を含む連結事業年度におきまして適用を受ける場合、当該親法人の当該課税事業年度の個別控除対象所得税相当額及び当該連結子法人の当該連結事業年度の個別控除対象所得税等相当額の合計額が、規定で定める連結事業年度の所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を課税事業年度の所得税法人税から控除するといったことをございます。

それと、先ほどの延滞金でございますが、新旧対照表の現行の52条につきまして8ページの現行の下段のほうに「金額に相当する延滞金」という表現がされております。これが改正後、「金額に相当する延滞金額」と、「金額」に対応するために「延滞金」から「延滞金額」に変えられたということで、言葉の調整をされたと考えております。その改正後の2項につきましては「前項の延滞金額」ということで、こちらも「延滞金額」にされたということでございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 52条の8ページの資料は、「延滞金額」が「延滞金」になったんですよ。部長、反対おっしゃったけど。「延滞金」が「延滞金額」になった。なぜこれを「延滞金」や「延滞金額」に変えるかというところの説明をしてほしい。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） 「延滞金」につきましては全体を指すもので、それを出すために計算して出したものが「延滞金額」ということをございます。今回の改正につきましてはその条文の整理といたしまして、新しい条例の制定をしたものということで「延滞金額」といった表現に調整をさせていただいたということをございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） それで聞きます。延滞金額を算出する率は幾らですか。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員すみません、時間がかかりますので。

○11番（吉田容工君） では別の件で。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） そしたら、報第12号、田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について質問します。

なかなか難しい言葉が続きますので、説明をお願いしたいなと思います。この条例の改正上は出てこないんですけども、説明の資料の中に生活援助従事者研修課程は含まれないということが書かれていますので、生活援助従事者研修と、それから介護職員初任者研修について説明をお願いします。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） ただいまおっしゃいました生活援助従事者研修課程の新設といいますのは、これは省令のほうで生活援助従事者研修課程が追加されました。この生活援助従事者といいますのは、主に掃除であるとか買い物であるとか、そういったお世話をする方々なんですけど、その方々を新たに省令のほうではそういう枠に入れられたんですけども、看護小規模多機能型居宅支援のほうには入れないという規定でございます。従来どおり介護職員初任者研修の課程を修了した者だけに限るということでございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） もうちょっと易しく言ってもらわないとわかりにくいけど。介護職員初任者研修課程というのはどういうものなんですか。これは一応平成25年ぐらいから始まっていると思うんですけど。それが今回入れられた理由というのを教えてください。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） すみません、生活援助従事者研修課程の詳しい内容までは、申しわけないですが存じ上げてないですが、これはこのたびの省令の改正で、研修課程というところで、省令の第22条の23号なんですけれども、ここへ追加されたものがございます。従来の介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程という規定になったんですけど、先ほど申し上げましたようにこれは入れないという改正でございます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） 失礼いたしました。生活援助従事者研修は訪問介護の生活援助の部分を中心としたサービスの担い手を育成するための研修でございます。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 申しわけない、私聞いたのは、介護職員初任者研修課程はどんなものですかと聞かせてもらったので。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） 介護職員というのは主に体を拭いたりそういう介護をする方でございますので、今調べさせていただいておりますが、主にそういう職に従事される方の研修でございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 介護職員初任者研修課程というのは、昔のホームヘルパー2級にプラス施設介護の研修を足したのが介護職員初任者研修課程だと私は理解してるんです。平成25年ぐらいから、ホームヘルパー1級、2級、3級の講習が変わったということで認識してるんですけども、今特に条例として介護職員初任者研修課程を修了した者に限るという形で出たので、それは介護職員初任者研修課程を受けた方はできるよというのが今まであって、生活援助従事者研修課程というのが出てきたので、それはだめですよというために出てきたのかなと思ってます。その辺の今回の介護職員初任者研修課程修了した者に限ると記載する意味合いを説明してほしいということをお願いするんですけど、お願いします。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） 失礼いたしました。おっしゃっていただいとおりで、従来どおりの介護職員、先ほど言っていただきましたホームヘルパーの方が今までどおりにやりますよと。新しく加えられた生活援助者は省きますよという規定でございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） それでは、次行きます。

議第24号、平成30年度田原本町一般会計補正予算（第1号）について質問さ

させていただきます。先ほど提案理由の説明にありましたように、3月に予定した入札が不調に終わった理由について説明をお願いします。それと、入札を実施しなかった理由もあわせて説明をお願いします。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） 失礼いたします。

経過でございますが、おっしゃったように3月23日に入札執行予定をいたしておりました。田原本中学校、それから北中学校、両校の給食施設棟の建設工事でございます。両工事とも事前に公表しております予定価格より業者の積算が上回るという理由で入札参加申請者から入札の辞退届が提出されまして、いずれも2者以上での入札ができないということになりましたので、入札の取り消しとなった経過でございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 何者か引き合いがあって、いろんな説明に來られて持ち帰って積算された結果、業者の積算が合わないということですね。ただ、1者だけはそうでもなかったみたい。あったかどうかわかりませんよ。ただ、1者になったがためにやめたというところですよ。田原本町の契約規則というのがありまして、第15条に、町長は一般競争入札を行うに当たり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき、または天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは入札の執行を取り消し、また延期することができると書いてますね。しなければならぬとは書いてないですね、これ。できると書いてある。できると書いてあるけれども、やらなかったというのが実態なんですね。その点で田原本町の建設業者と請負業者選定審査規程にも、特に緊急を要する行為等について、前項の規定にかかわらず業者を選定することができるということでは、特別の場合は、いわば1者でもいいよという項目になってるんですね。なぜこれを実施しないのか私は理由がわからないんですよ。1者になった場合はしたらいけませんよという規定じゃないんですよ。取り消すことができる、やめることができる。延期することができるってわけですよ。その点では、1者になったからもう入札は実施しませんよという判断は、それでいいのかなと思うんですけども、その点では、なぜ取り消しなのかというのがちょっと理解できないんですよ。その点では、この事業は、今

もう4月末、こんな状況で予算を増額してやろうとしてますよね。予算を増額した後に、今度入札という手続を踏みますよね。入札は期間が要りますよね。それから積算の期間も要りますよね。そしたら、入札終わって、次の6月議会で落札者があれば議会の承認を得て、次に、実施、建設に移るという点では二、三カ月かかるというのが普通ですよね。その点では、なぜこの1者になったからやめるという判断をされたのかというところを明確に理由を示していただきたいなと思います。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） ただいまのご質問でございますが、田原本町の契約規則第15条につきましては議員がおっしゃられたとおりでございます。この中のその他理由ということで、この理由の中で入札執行要領ということで、その他の理由の中に予定価格または設計金額を事前に公表する一般競争入札及び指名競争入札におきましては、入札参加業者が1名となったときは取り消すというような規定になっておりまして、今回この規定によりまして取り消しさせていただいたということでございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 要領は要領ですよね。それより規則が上回りますよね。規則には取り消し、また延期することできると書いてある。できるですよ。しなければならぬと書いてないですよね。その執行を取り消し、また延期することできる理由として1者のとき等が上がってるだけで、ですから上位規定は田原本町の契約規則なんです。ですから、要領ではそういう場合が、これに該当するよというだけの話で、取り消ししなければならぬというのは規則になってないんですよ。しかも、実際には、何者かが応札されて、予定価格を上回った金額を入れられるという場合は何回か入札を繰り返した後、特定の業者と随意契約をすることができるということになってますよね。その点では、田原本町の今の入札のやり方、予定価格を上回ったらすぐあなたは失格ですよというやり方がこんな結果を招いてるんじゃないかなと私は思ってるんですよ。その点で、取り消すことができるので取り消したということでも聞かせていただきたいのは、新しく今回予算を増額されますよね。予算を増額したときの設計内容の見直し、このポイントは何ですか。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） 今回の補正予算の増額の理由というところでございます。まず業者の積算が予定価格を上回るということでありますので、本町の積算がどうかというところがございます。辞退の理由が、見積もりの結果、予定価格を超過するということでありますので、資機材、それから器具等に係る経費について見直しを行ったということで、工事の内容についての設計の変更はございません。当初設計で考えて積算の額が実際の取引価格と比較した場合に少し低いというのを設計会社との打ち合わせでもございましたので、その単価の積算について見直しをさせていただいたところでございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 設計の単価を見直したということですよ。設計自体は全国基準単価が出ていますよね。建設物価とか積算内訳表とか毎月更新されてますよね。そしたら、設計をされた内藤建築さんは、当初何月の時点の積算単価を利用されてたのか。それと、今回新しく設計変更するときの積算単価は何月のものを持ってこられるのか。その積算単価というのは一応全国平均で、本として出ていますよね。それが急激にこの月で変わったとか、前の積算の根拠となる単価は古かったとか、そういう理由がないとちゃんとした単価ではじけませんよね。業者がこんなに安いとやってられないわと言ったから上げますと。それはできないでしょう。その点では、積算単価というのは前回は何月分を使って、今回は何月分を使う、そういう基準はあるんですか。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） 設計単価の根拠ということではございまして、設計の積算の基準につきましてはおっしゃったように物価資料というのがございます。物価資料の中には、建設物価、積算資料、建築コスト情報、建築施工単価、こういうおおむね4種類がございます。建設物価及び積算資料につきましては1カ月ごとの更新という形になってございます。それからコスト情報、施工単価につきましては季節といたしますか3カ月ぐらいの更新となっております。

そこで、今回の設計の採用の時期ということではございますが、いずれもことしの1月の資料、それから2018年の冬のデータをもとに積算したということではございます。

そしたら、そんなに急激な上昇がなぜ起こるのかという趣旨のお話かと思うんですけども、設計の中で、この物価資料に登載されてるものにつきましてはそれを準用する。その積算の単価で用いるということでございますが、この物価資料にないものもございます。例えばどういうものかと申し上げますと、資材等の製品をメーカーで製作するというふうな、この物価資料に載ってないものがございますので、それにつきましては製作もしくは販売会社から見積もりを徴するという手法をとります。その見積もりを、今回の場合は3社見積もりをとっておりますが、その見積もりをベースに、いわゆる施工業者が納入できる単価を勘案するというところでございます。製作会社から見積もりが出てまいります、発注機関向けと、それから施工業者向けによりまして価格差というのが生じるということでございますので、そこにつきましては発注機関が見積もりを徴して、その見積価格についてどれぐらい割り戻しができるかという作業を通常行うところでございます。その査定と申しますか、メーカーから出てきた率を査定で数字を変更したというところでございます。（「2018年冬っておっしゃったけど2017年冬ではないのですか」と吉田議員呼ぶ）

今1月ぐらいということで。（「それで2018年の冬なんですか」と吉田議員呼ぶ）

そういうイメージでございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 今伺った話では、資料は前回の設計と基本的に同じものを使っていますよと。それ以外に、そういう資料に載っていない見積もりをとった分が上がっていますよというような受けとめをしたんです。それでいいのかどうか確認したいのと、そうすると、見積もりを徴した分が全体の1割にもなるのかなと。もともと見積もりを徴したものの設計価格に対する割合というのはどれぐらいだったんですか。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） まず割合ということでございますが、今回の給食の施設につきましては割と特別な仕様と申しますか、いろんな設備等が主な割合を占めるということでございまして、先ほど申し上げました物価資料につきましては主には配

管、コンクリート、電気設備、ガラス、鉄筋等の材料がそこで使える、物価資料で引用できるというふうなものでございます。それ以外の、例えば厨房機器の中ではシンクとか建具とか外壁とかそういうところにつきましては、この工事に係る部材ということでございます。そういったところが製作、それから販売会社からの見積もりをとるということで、おおむねそちらのほうが、見積価格をとるほうが比率的には多うございます。

そこで、先ほどの査定という話なんですけれども、販売会社から例えば100万円という見積もりが出た場合に、その100万円をどれぐらいで施工業者が納入できるのか、調達できるのかというところを勘案するという作業がでございます。例えば100万円で、当初仕入れが50%ということで考えておったのが、結果的に再度見直したら60%になればその10万円分の単価が上がるというふうなところでございまして、査定の率を見直したというのが大きな変更の価格のところでございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） わかりにくいんですよ。大体田原本中と北中で6億4,000万円ぐらいの仕事ですよ。そのうちの建設物価等に載ってない見積もりを徴した分は幾らだったんですか。金額ベースで何割ぐらいがそれに当たったんですか。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） ちょっと今すみません、そののところにしましては私分析をいたしておりませんが、申し上げましたように見積価格を徴するのが多いというところでございます。今回増額の部分を申し上げますと、今回、田原本中学校で3,500万円の予算、それから北中学校で2,950万円ということでございますが、この今の増額に係るものにつきましてはほぼ見積価格に係る単価の見直しということでございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 全然説明にならないですね。こうなっただけですよという報告ですからね。この設計価格の中には人件費も入ってるでしょう、当然。要するに資材やそういう工事関係の資機材だけじゃなくて人件費も入っていますよね。そうすると、どのぐらい人件費が占めるのか私はわかりませんが、3分の1を

占めていたら、資機材の見直しは3分の2、例えば3億円だったら2億円ぐらいは資材の見直しと。そのうちの部長おっしゃったように6割を見積もりでとったとしたら1億2,000万円。1億2,000万円の工事が6,000万円ふえたら50%アップじゃないですか。

そこで聞きたいんですけども、当初の見積もり合わせで出てきた金額と、今回の新たに業者が見積もりした金額がどのぐらいの金額。5割アップもするような積算出るとは思いませんけどね。その辺はどうなんですか。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） まず、販売会社から見積もりをとるという製品の単価の積算につきましては、材料基準価格というのは見積価格というイメージでございます。そこにどれぐらいの値引きといたしますか、施工業者の方が仕入れをされるかというのを査定する。それに対して、あとその製品を製作する労務費がございます。その労務費につきましては変更がございません。労務費につきましては一定の率を採用するわけでございますので、その製品に係る積算につきましては材料の価格、それから労務費を加算するということございまして、今増額になる分につきましては材料価格の調達についての率を精査をしたということございまして。

それから、見積価格についてどれぐらいかというのが、全体の額をちょっと私今持っておらないんですけども、見直しということございまして、先ほど申し上げた補正額が今回の査定の率によって変更になった額ということございまして、全体が今幾らかということになるんですけども、その影響での増額につきましては3,500万円が田原本中学校、それから北中学校が2,950万円という、見積もりの価格の上昇に対する増額部分ということで、おおむね予算額で申し上げますと10%ぐらいの増額になるのかなということございまして。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 全然得心できる説明ではありません。一生懸命喋っていただけてますけど。結果としては1割ふえるよというだけの話でね。何で1割ふえるのかわからない。しかも資材の単価は基本的には前の単価と基準は一緒ですよという話をされたわけでね。それでしたら、なぜ見積もりで決めた資材だけで1割もふえ

ののかなど。全体の1割になるのかなど。全然わかりませんね。それは内藤建築さんも積算されたでしょう。それでやっぱり十分工事はできると踏んで積算されたと思うんですけどね。

そこでわかりやすく聞かせていただきたいのは、何がどれだけ上がったのかと。この積算、1月から2カ月かな。この間で結果的にはどんなものがどれだけ上がったんだという具体的な話聞かせてくださいよ。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） いわゆる資材の価格が上がるからその業者さんの調達率が上がる。例えば、今査定率というのを申し上げましたけれども、100万円で見積もりが出た場合に、業者さんが例えば4割引であれば60万円という形になります。それがもともと5割で考えてたら50万円ということでございますが、その差が10万円ほどふえるというふうなことでございますので、もともとのベースを見積価格をベースに考えてますので、製品の上昇がどうかというところのことではございませんで、いわゆる査定率ですね。この査定率につきましては建築のところでは標準の査定率、それからもう少し下げる下限の査定率というのが設計の中で手法として取り入れられております。当初の積算につきましてはいわゆる標準よりももう少し低く設定する、それは一定の幅の中では裁量で可能となっておりますので、当初の積算につきましては下限の率を採用したということが要因でございます。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） そしたら、内藤建築さんが出してくれた数字をそのまま使って入札の予定価格にされてるのか、それとも教育委員会が出てきた数字からさらに金額を落として歩引きをしてやってるのかというところはどうなんですか。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） 設計会社からの積算をそのまま使っております。ただ、当然いわゆる設計会社はその率を当然判断するとき、町としても標準の率を使うのか、いわゆるそこからもう少し割り落としをした下限の率を使うのかにつきましては、町のほうも当然その段階、設計の打ち合わせの中では当然協議をいたしております。

○議長（植田昌孝君） 11番、吉田議員。

- 11番（吉田容工君）　そこでちょっと入札の関係で聞きたいんですけども、入札に付して不調になった場合、再度入札に付すと。工事内容の設計とか変更とかそういうものがなしで、単価だけで再度入札にかけるってあるんですか。
- 議長（植田昌孝君）　総務部長。
- 総務部長（小林昌伸君）　可能であると考えています。
- 議長（植田昌孝君）　11番、吉田議員。
- 11番（吉田容工君）　普通は、入札をやり直すときは工事内容の見直し等が入るはずなんですけどね。それは間違いないですね。価格だけの変更で入札をやり直すというのは可能なんです。明言お願いします。
- 議長（植田昌孝君）　ちょっと確認するということです。ちょっと待ってください。ほか、ありますか。総務部長。
- 総務部長（小林昌伸君）　延滞金、延滞の率ですけども、申しわけございません。通常、年14.6%でございます。ただし、初めの1カ月間につきましては7.3%といったことでございます。
- 議長（植田昌孝君）　11番、吉田議員。
- 11番（吉田容工君）　今答えていただきました、それについてももう一回質問しますね。今、延滞金が安くなってるはずなんです。この料率だけじゃないと思いますよ。特例基準割合というのが出てましてね。最初の1カ月は特例基準割合プラス1%。2カ月目からは特例基準割合プラス7.3%となってるはずなんですけど、田原本町はそれを採用していないのですか。特例基準割合は今1.8%です。ですから、最初の1カ月は2.8%、2カ月目から9.1%を採用してるはずなんですけども、それを使わずに14.6や14.8を使ってるんですか。
- 議長（植田昌孝君）　11番、吉田議員。
- 11番（吉田容工君）　総務部長に申しわけないけど、ちょっと飛ばしてる分があるので。報第10号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

これは医療の分の限度額を54万円から58万円に変えるということと、法定減額の基準を少し緩和するという中身だと思っんです。これの両方に該当する人の数と影響の金額。どれだけ田原本町の国保税の税率がふえるのか減るのかということ

ろの数字を教えてください。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） まず、限度額引き上げの影響額につきましては、基礎分の超過分です。世帯は昨年度より13世帯の65世帯となり、調停額は285万円の増になります。次に、軽減対象範囲の拡大の影響額につきましては、5割軽減分の対象世帯は13世帯の増、軽減額は66万7,000円の増、同じく2割軽減分の対象世帯は19世帯の増、軽減額は43万8,000円の増となり、影響額としましては合計32世帯で軽減額が110万5,000円ということになります。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） たびたび申しわけございません。入札につきましては、吉田議員がおっしゃられたように金額だけの変更は認めないと。（「だめだ」と吉田議員呼ぶ）

だめだということでございます。申しわけございません。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） 入札した場合、2回目については当然吉田議員がおっしゃられたように再度金額だけの見直しではだめですよ。今回につきましては入札行為まで至っておりません。中止しておりますので、まだ1回目が実施されていないといったことでございます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） それと、延滞金の特例についてでございます。本町につきましても当然延滞金特例の措置は実施しておりまして、初めの1カ月は2.6%、2カ月目からは8.9%という……（「8.9なの」と吉田議員呼ぶ）

○議長（植田昌孝君） 確認中ですのでほかにありますか。

11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） 中学校の給食棟の入札。その点では大変理解に苦しむような状況になっています。なぜ全体の1割がふえるのかという説明が全くない。その点ではやはり議会に付されてたえられる内容ではないと思います。特に全体の6割とおっしゃいましたけど、見積もり分がそれだけなぜふえるのかという点では、結果としたら意図的な数字ではないかと疑わざるを得ない。当初見積もりもとってお

られると思いますね。見積もりはとっておられて、2カ月たったら5割増しとかどうか分かりませんが、全体の1割ですから、その見積もり分だけとると3から5割増しと私は感じるわけです。それだけ上がった理由というのは何なんですか。そこを最後に説明求めます。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） 査定の率というところが一番大きな要因でございます。いわゆる査定の段階で標準の率を使うのか、下限の率を使うのかという一つの判断がございましたが、やはり経費を勘案した場合にはそれぐらいの業者の仕入れが可能ということの考え方のもとでそういう率を採用したということでございまして、同じような答弁になりますが、申しわけございません。

○議長（植田昌孝君） 暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午後 0時00分 再開

○議長（植田昌孝君） 再開いたします。総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） 申しわけございません、7市町村で現在税のシステムをやっております、そのシステムの中では先ほど申しました2.6と8.9ということでございましたが、内容を再確認しております、時間がかかってしまって申しわけございませんでした。ちょっと調べさせていただいた中で、もともとの延滞金については毎年変わっていったるものでございます。2年前につきましては2.8、9.1、昨年度2.7の9.0、31年1月1日から2.6の8.9ということでございます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） それと、先ほど中学校給食の入札についてでございます。吉田議員のほうから金額だけの変更による入札はいけるのかといったことで、ちょっと誤解を招いたらいけませんので訂正させていただきたいと思っております。通常、吉田議員がおっしゃるように金額を上げてするということは、これは望ましくないというふうに、法的には可能であると思っておりますが、それは望ましくないといったことでございます。今回につきましては、再度入札するに当たりまして積算の見直しを

行って入札を行うといったことをご理解いただきたいと考えております。よろしく
お願いいたします。

○議長（植田昌孝君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。11番、吉田
議員。

（11番 吉田容工君 登壇）

○11番（吉田容工君） それでは、反対討論させていただきます。

まず、報第11号、田原本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてであります。これ
は、支援員の資格で、一部さらに資格を拡大するという内容が含まれています。国
が基準を決めたから、それに応じて専決処分したという話でしたが、実際には本町
には該当者がおられない。これを専決処分しても6月議会にかけても変わらない状
態であるということが明らかになりました。その点では、そういう実態を踏まえ
ずに専決処分されたこと、これに対して抗議をするとともに、この報告について反対
をさせていただきます。

次に、議第24号、平成30年度田原本町一般会計補正予算（第1号）について
であります。これは、田原本中学校、北中学校の給食棟の建設にかかわる予算の増
額というものが提案されました。まず、3月に行われる予定だった入札が、業者か
らの辞退届が重なり、入札を実施しなかった、撤回したというようなことが起こり
ました。この撤回するに当たって、そういう要領はございますが、ただ、それはそ
ういうことができるというもので、実際にどうするかというのはその時々判断だ
と私は考えます。特にこの件で、実施が本来なら4月1日から工事に着工できると
ころが、実際には6月、あるいは7月からの着工という工事のおくれが発生するこ
と、さらには、今回示されてるように入札額を増額して、割増をして実施するとい
う点では、前回の入札工事の設計価格、予定価格を上回った落札が予想されます。
その点では、競争の実益がないといって入札を中止する必要はなく、1者が残って
おられて、そこと随契をして、予定価格であったとしても結果として金額を抑える

ことができるというような判断ができます。その点では、入札を中止して今回の補正を組むということ、これ自体に大きな問題があったのではないかと指摘をさせていただきます。また、前回の約1割の増額ということになりましたが、増額に関する明確な資料、全く示されませんでした。そういうもので、しかも一回入札しないから今回初めてだという話がありましたが、業者に一度金額を提示した上でさらに1割を増額して入札をすると。これは業者の意向に沿った形での金額の引き上げに等しいと私は判断します。その点では、今回の平成30年度田原本町一般会計補正予算、給食の実施という点では一致しますが、今回の対応に大きな問題があると思います。

今回は臨時会ということで、私ども資料いただいて時間が少なく、調査は不十分で審議をせざるを得なかったこと、さらには、議会は住民の代表と、議会を尊重した町政運営をすべきということを指摘し、報第11号、さらには議第24号の2議案に反対をさせていただきます。議員の皆さんもご同調いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（植田昌孝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それでは、これより採決に入ります。

報第7号、田原本町行政組織条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（植田昌孝君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、報第8号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（植田昌孝君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決され

ました。

続きまして、報第9号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(植田昌孝君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、報第10号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(植田昌孝君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、報第11号、田原本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(植田昌孝君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、報第12号、田原本町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(植田昌孝君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、議第24号、平成30年度田原本町一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(植田昌孝君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決され

ました。

以上をもちまして、本臨時会の日程は全て終了いたしました。よって、これをもちまして閉会といたします。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、公私何かとご多忙の中ご出席いただき、熱心に慎重審議を賜り、全ての議案を議了できましたことに心から感謝を申し上げます。

理事者におかれましては、本会議での意見等を十分に尊重され、町政全般にわたりより一層の向上を期され、中学校給食につきましても多くの皆さんに喜んでいただけるよう取り組みをお願いし、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町 長 閉 会 挨 拶

○議長（植田昌孝君） それでは、閉会に当たりまして町長より挨拶を受けることにいたします。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成30年田原本町議会第2回臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会に上程になりました議案につきまして、円滑にご審議を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、町政進展のため、格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（植田昌孝君） それでは、どうもありがとうございました。

午後0時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 植 田 昌 孝

田原本町議会議員 村 上 清 司

田原本町議会議員 牟 田 和 正

田原本町議会議員 森 井 基 容